

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-建設分野の基準について-」の一部改正について

令和7年1月31日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-建設分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P.1-2	○2つ目	○ また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令(平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。)及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。)においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、建設分野についても、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件(平成31年国土	○ また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令(平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。)及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。)においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、建設分野についても、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定

			交通省告示第357号。以下「告示」という。)において、建設分野固有の基準が定められています。	める件(平成31年国土交通省告示第357号。以下「告示」という。)において、建設分野固有の基準が定められています。
2	P.9	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等 ○6つ目	○ 2号特定技能外国人の業務区分に対応する建設キャリアアップシステムの能力評価基準のある職種及び各職種に必要な就業日数については、別表6－8をご確認ください。	○ 2号特定技能外国人の業務区分に対応する建設キャリアアップシステムの能力評価基準のある職種及び各職種に必要な就業日数については、国土交通省のホームページ(https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/content/001499418.pdf)を御確認ください。
3	P.10	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等 【留意事項】 ＜特定技能2号＞ ○1つ目	○ 上記の実務経験として必要な就業日数を満たしているか否かについては、建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数(職長＋班長)及び就業履歴数(職長＋班長)で確認します。	○ 上記の実務経験として必要な就業日数を満たしているか否かについては、建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数(職長＋班長)で確認します。
4	P. 10	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等 【留意事項】 ＜特定技能2号＞ ○3つ目	○ 建設キャリアアップシステムに蓄積されていない就業日数及び就業履歴数の証明方法については、分野参考様式第6－3号別紙の経歴証明書により確認します。また、経歴証明書については誓約欄まで正確に記入する必要があります。	○ 建設キャリアアップシステムに蓄積されていない就業日数の証明方法については、分野参考様式第6－3号別紙の経歴証明書により確認します。また、経歴証明書については誓約欄まで正確に記入する必要があります。
5	P.27	第4 建設特定技能受入計画の認定 2(1)③ ○6つ目	○常勤職員数（告示様式第1別紙1 1(10)、3(2))	常勤職員数（告示様式第1別紙1 1(9)、3(2))

別表6—8

图 10-10-4 图 (续前)

(削除)

[illegible]

分野参考様式第6－3号

分野参考様式第6－3号（特定技能外国人）

年 月 日

2号特定技能外国人に求められる実務経験に係る申告書

出入国在留管理庁長官 殿

申請者

氏名

性別

国籍・地域

生年月日

建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針に規定する2号特定技能外国人に求められる実務経験については下記のとおりです。

記

○建設キャリアアップシステムの技能者情報に必要な実務経験が蓄積されている場合

① 申請する業務区分に対応する職種	
② ①で選択した職種の建設キャリアアップシステムの技能者情報に基づく就業日数(職長+班長)	
③ ①で選択した職種の建設キャリアアップシステムの技能者情報に基づく就業経験数(職長+班長)	

(注意)

1 2号特定技能外国人の業務区分に対応する建設キャリアアップシステムの能力評価基準のある職種及び各職種に必要な就業日数と就業経験数、下記2、3で示している就業日数(職長及び班長や就業経験数(職長及び班長)がわかる表示画面の写しや経歴証明書については国土交通省ホームページをご確認ください。また、能力評価基準のある職種の、代表的な職種における業務区分の対応については、分野別運用要領別冊の「第2 特定技能外国人が有すべき技能水準」を参照ください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/tochi_fudousan_kensetsugyo_tki_000501_00003.html

2 ②が実務経験に必要な就業日数以上(記載例：1年(215日)以上)であること及び③が実務経験に必要な就業経験以上であることを確認して記載すること。また、②及び③については同システムにおける表示画面の写しを添付すること。

○建設キャリアアップシステムの技能者情報に必要な実務経験が蓄積されていない場合

④ ①で選択した職種の経歴証明書に基づく就業日数(職長+班長)	
⑤ ①で選択した職種の経歴証明書に基づく就業経験数(職長+班長)	

(注意)

3 ②と④の合計が実務経験に必要な就業日数以上であること及び③と⑤の合計が実務経験に必要な就業経験数以上であることを確認して記載すること。また、②及び③については同システムにおける表示画面の写しを添付し、④及び⑤については別紙経歴証明書を添付すること。

分野参考様式第6－3号（特定技能外国人）

年 月 日

2号特定技能外国人に求められる実務経験に係る申告書

出入国在留管理庁長官 殿

申請者

氏名

性別

国籍・地域

生年月日

建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針に規定する2号特定技能外国人に求められる実務経験については下記のとおりです。

記

○建設キャリアアップシステム（以下CCISという）の技能者情報に必要な実務経験が蓄積されている場合

① 申請する業務区分に対応する職種	
② CCISにおける技能評価基準の呼称（以下、呼称）	
③ ①、②で選択した職種及び呼称のCCISの技能者情報に基づく就業日数(職長+班長)	

(注意)

1 実務経験申告の前に、以下ア～ウについて、国土交通省ホームページ掲載の資料をご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/content/001499418.pdf

ア 2号特定技能外国人の業務区分に対応するCCISの能力評価基準がある職種について

イ 2号特定技能外国人に求める実務経験として各職種に必要な就業日数について

ウ 実務経験の確認書類について

2 ③には実務経験に必要な就業日数以上(記載例：1年(215日)以上)であることを確認して記載すること。CCISのレベル判定を受けている場合は「能力評価(レベル判定)結果通知書」のレベル3以上のものを写しを添付すること。CCISのレベル判定を受けていない場合は、CCISにおける就業日数の表示画面の写しを添付すること

○CCISの技能者情報に必要な実務経験が全て蓄積されていない場合

④ ①、②で選択した職種及び呼称の経歴証明書に基づく就業日数(職長+班長)	
---------------------------------------	--

(注意)

3 ③と④の合計が実務経験に必要な就業日数以上であることを確認して記載すること。また、③についてはCCISにおける表示画面の写しを添付し、④については、別紙経歴証明書を添付すること。

分野参考様式第6－
3号

別紙

年 月 日

経歴証明書
出入国在留管理庁長官 殿
証明者
事業者名
役職名
氏名
建設キャリアアップシステム事業者 ID

下記に示す申請者の建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針に規定する2号特定技能外国人に求められる実務経験のうち、建設キャリアアップシステムに蓄積されていない就業日数については下記のとおりです。

記

(1) 申請者

フリガナ	
氏名	
建設キャリアアップシステム技能者 ID	
申請する業務区分に対応する職種	

(2) 職長又は班長としての就業日数及び就業履歴数

	就業期間	就業日数	就業履歴数
①	年 月 日～ 年 月 日	日	
②	年 月 日～ 年 月 日	日	
③	年 月 日～ 年 月 日	日	
	合計	日	

※必要に応じ行を追加すること。

※転職や離職などによって職長、班長として就労していない期間がある場合は、就労していた期間ごとに入力すること。

誓約書

この証明事項に事実と相違がある場合には、在留資格が取り消されても異存の無いことを誓約いたします。

申請者氏名

別紙

年 月 日

経歴証明書
出入国在留管理庁長官 殿
証明者
事業者名
役職名
氏名
建設キャリアアップシステム事業者 ID

下記に示す申請者の建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針に規定する2号特定技能外国人に求められる実務経験のうち、建設キャリアアップシステムに蓄積されていない就業日数については下記のとおりです。

記

(1) 申請者

氏名	
建設キャリアアップシステム技能者 ID	
申請する業務区分に対応する職種	
技能評価基準の呼称	

(2) 職長、班長としての就業日数

	就業期間	就業日数
①	年 月 日～ 年 月 日	日
②	年 月 日～ 年 月 日	日
③	年 月 日～ 年 月 日	日
	合計	日

※必要に応じ行を追加すること。

※転職や離職などによって職長、班長として就労していない期間がある場合は、就労していた期間ごとに入力すること。

誓約書

この証明事項に事実と相違がある場合には、在留資格が取り消されても異存の無いことを誓約いたします。

申請者氏名